

## 仙台市の就学支援の在り方検討委員会の運営について（案）

### 1 会議の公開について

#### （1）公開・非公開について

会議は原則として公開とする。ただし、次の場合には、議長が委員に諮り、非公開とすることができる。

- ア 個人に関する情報で特定の個人を識別しうるものを扱う場合
- イ 政策形成過程における情報で、公開することにより、事務事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報を扱う場合
- ウ その他、非公開とすることに相当の理由がある場合

非公開と定めた場合は、その理由を明確にするものとする。

#### （2）公開の方法について

公開は会議の傍聴を認めることにより行うこととし、その定員等については、会場の制約等を勘案し、その都度委員長が定めるものとする。

#### （3）傍聴者の順守事項について

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、傍聴に係る順守事項を別紙のとおり定める。

### 2 議事録の作成について

（1）議事録は、事務局である仙台市教育局学校教育課特別支援教育課で作成する。

（2）議事録には、次の事項を記載する。

- ア 開催年月日、開会及び閉会時間
- イ 出席委員の氏名
- ウ 説明のために出席した市職員の職氏名
- エ 議事の経過
- オ その他必要な事項

（3）議事録には議長が指名した委員 1 名が署名する。